

# 時事新報

明治廿三年九月十六日  
舊曆庚寅八月三日  
火曜日  
日出午前五時二十五分  
入午後五時四十六分

本年(三月)當省訓令第二十五號明治二十三年府內國稅徵收稅取拔順序第  
二條第二項中訴訟入費ノ下ニ帶記處分費ノ五字ヲ挿入ス  
明治二十三年九月十五日  
大藏大臣伯爵松方正義

時事新報廣告料へ左ノ如シ	
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇月前金六圓	
○時事新報社ヨリ直送ニ郵便ニア送送スルモノニ限り右定額ノ外ニ 當月十五錢ノ渡送料フ由受ク	
時事新報廣告料前金	
一行五號活字廿四字站	一日限
一 行	二 日
二 行	三 日
三 行	四 日
四 行	五 日
五 行	六 日
六 行	七 日以上
七 行	六 日以上迄
八 行	十日以上迄
九 行	十一日以上迄
十 行	十二日以上迄

道政略一新を期す可

政府は今度鐵道局を改めて鐵道廳と改稱して其官制を裁定し之を内務大臣の管轄に屬せしめたり今西洋商業國の事例より申せば鐵道は商業的運輸の一機關にして通常之を商務省に所屬する筈あれども我日本政府に於

業的の機關と見做さるの意味にてもあらんか我輩聊  
か不審なう能はざれども兎に角に鐵道の事務さへ率れ  
ば其所屬名分論の如き今日之を度外視して可あらん而  
して其新定官制なるものを見るに職務権限等を始め之  
を從前に比較して左まで變更なきが如くなれども尋常  
局と唱ふ可き所を更に廻と改稱して鐵道事務に重きを  
置きたるは蔽ふ可らざるの事實にして當局官吏の丁簡  
次第、恰も之を機會として我鐵道政略上に「新案」を示  
すふと亦難きに非ざる可し抑も我鐵道政略上燃眉の急  
務とも稱す可きは先づ彼の幹線を延長し日本の北端よ  
り南端迄一線を貫通して本幹と爲し此本幹を中心とし  
て枝葉節々相生じ以て鐵道組織を完成するの一事にし  
て貨物運輸の便利より云ふも軍國交通の時宜より云ふ  
も支線は暫く第二に置て一刻も早く幹線の工事を終ら  
ざる可らざるは今更我輩の多言を俟たず而して其幹線  
と稱す可き者の中、東海道鐵道既に成就し日本鐵道  
會社の線路は沿道一望沃野にして工事に着手し易きの  
みあらず政府より年八朱の保證もあれば支線と共に延  
長して其達する所に達するも蓋し遠きに非ざる可し然  
るに爰に前途を望んで事業の困難を感するものは山陽  
鐵道線路是れあり勿論その困難なるは當路者の夙に熟  
知する所にして先般同線路一英里を竣工する毎に補助  
金二千圓ヲ、を下附するの運びに至りるが如きも亦  
之れが爲めならんと雖も株券低落商工萎縮の勢ある今  
日、前途の工事難難ある此鐵道事業に對して豫約の資  
金を算定するは固より容易の事に非ず特に土地收用法  
の變更以來鐵道會社は手を下して自から其線路用地を  
買受けざる可らざるが故に其買受談判等の爲め徒に時  
日を過費するの事情なきにわらず是れ亦た一種偶然の  
變遷なりと云ふ可し聞く山陽鐵道會社にては遠からず

彼の山陽鐵道會社が政府に豫示したる期限内に工事を終るふと記はざるの事情もあらば政府は相當の手段を以て充分その成功を助けざる可らず扱て之を助けんとして其方法は如何す可きや我輩請ふ之を次第に陳せん

(未完)

寫

三

所のシンワケートを企つるるに必要なりと云ふものある次第ありと云ふ復以て企業者の意氣込一斑を知るに足るべし

運行はれ難からん  
よし又永遠は上水  
設計は去る二十年